

申請に必要な書類を添付し、提出してください。添付がない場合は審査ができません。

申請理由	添付書類等
1 次のいずれかの場合にあてはまる。	
(1)生活保護法に基づく保護の停止又は廃止を受けた。	不要 ただし、調布市以外で停止又は廃止となった方は、生活保護停止(廃止)証明書
(2)世帯全員の市民税が非課税である。	不要 ただし、令和7年1月2日以降に調布市に転入された方は、令和7年度非課税証明書 ※令和7年1月1日時点で住民登録のあった市区町村で交付されます。
(3)世帯全員の市民税・固定資産税・個人事業税のうちいずれかが減免された。	いずれかの税の減免決定通知書
(4)世帯全員の国民年金の保険料が免除された。	対象者全員分の国民年金保険料免除・納付猶予申請承認通知書
(5)世帯全員の国民健康保険税（国民健康保険料）が減免又は徴収猶予された。	減免決定通知書又は徴収猶予決定通知書
(6)児童扶養手当の支給を受けている。	児童扶養手当証書 (市長印のあるもの。有効期限と受給者が記載された箇所を提出してください。) ※児童手当、特別児童扶養手当、児童育成手当ではありません。
(7)生活福祉資金の貸付けを受けた。	生活福祉資金貸付決定通知書
(8)職業安定所登録日雇労働者である。	雇用保険被保険者手帳（写真がついている表紙の面を提出してください。）
2 その他 「世帯の収入が少なくて就学させることが困難である。」など ※同住所に生計を共にする別世帯がいる場合も、同一の世帯とみなします。	①令和7年1月1日時点で調布市に住民登録のある方 不要 ただし、令和6年分所得税の確定申告または令和7年度市民税・都民税の申告が必要な方で、申告がされていない方が同一世帯内にいる場合は審査ができません。収入がない場合も市役所市民税課で市・都民税の申告をする必要があります。申告後、就学援助の申請をしてください。 ②令和7年1月2日以降に調布市に転入された方 令和7年度住民税の課税（非課税）証明書 ※令和7年1月1日時点で住民登録のあった市区町村で交付されます。
口上記2を理由として申請する方で、賃貸住宅の方は、家賃の月額がわかる証明書も添付してください。 (書類の添付がない場合は、持家とみなして審査します。)	賃貸住宅の家賃がわかる公的な書類 (所在地、借主、貸主、家賃及び契約期間がわかるもの) 【例】 賃貸(借)契約書、家賃月額通知書、令和7年度収入認定通知書兼使用決定通知書、使用料が明記されている書類。 ※令和8年1月1日に契約期間中のもの (引落とし口座の通帳のコピー、ATM振込みの控え、領収書のみは不可)

申請に関する留意事項

- 児童扶養手当受給の要件で申請する方は、有効期限が令和8年1月1日以降の児童扶養手当証書（11月に更新されたもの）のコピーを提出してください。
- すでに小・中学校に在籍する児童・生徒（兄・姉）が、令和7年度に就学援助を受けている場合でも、新入学準備金等（小学校入学予定児童対象）の受給を希望する場合は、申請してください。

小学校入学後の就学援助申請について

- 今回認定になった場合 ➔ 引き続き就学援助を希望する方は、入学後に就学援助の申請が別に必要です。
なお、今回新入学準備金等が支給された場合は、原則、入学後に新入学学用品費等は支給されません。
- 今回認定されなかった場合 ➔ 入学後に就学援助の申請が可能です。4月に準要保護者に認定された場合は、新入学学用品費（新入学準備金と同額を予定）が入学後の8月に支給されます。